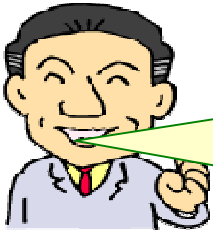


民間事業者による提案制度の導入

【実施方針の策定の提案（法第5条の2）】



- ① 民間側から公共施設の管理者等に対して事業実施の提案が出来ることを明確に位置付けました。
- ② 管理者等には、民間側からの提案に対する回答義務を負わせる仕組みを導入しました。

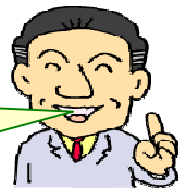
【法第5条の2】…追加（実施方針の策定の提案）

第五条の二 **特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。**この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

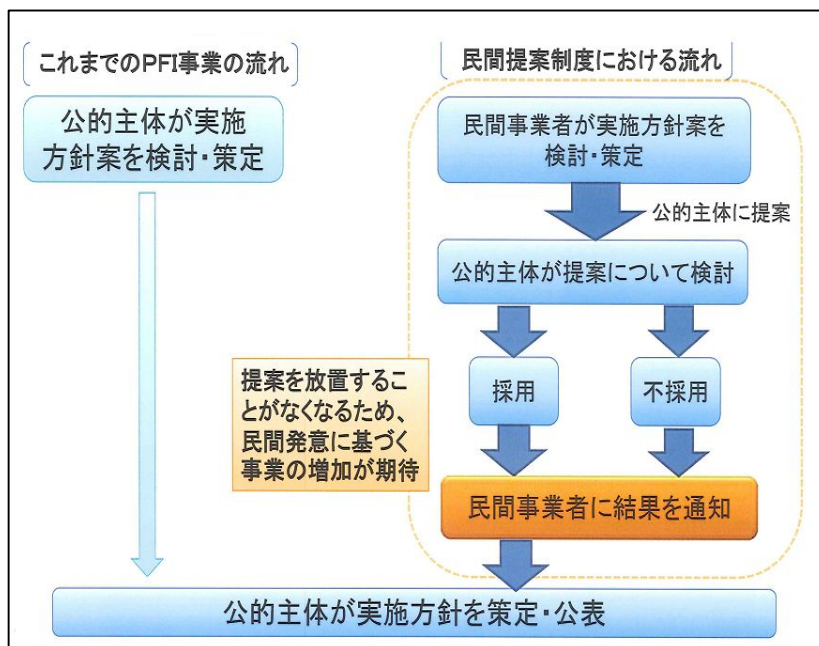
2 前項の規定による**提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。**

これにより！

- ① 民間の積極的なPFI事業への参入に期待(参入意欲の促進)。
- ② 民間事業者のノウハウ／技術力／発想力などを十分に活用した低廉でかつ優良な公共サービスの提供に期待。



【提案制度の流れ】



【提案を受けた公的主体の対応】

- ・提案について検討を実施
※事業の意義・必要性、実現可能性等の観点から検討
※提案の内容等に応じて検討に必要な期間は異なると考えられることから、検討期限は法定していない
- ・検討結果がまとまった際には、遅滞なく提案者に通知

【民間事業者の提案が採用となった場合】

- ・提案者が自動的に受注者になるということではなく民間事業者の公募・入札は必要である。
- ・事業者選定の手続(総合評価)の中で提案事業者をどう評価するかという観点から方向性の検討が必用。

(内閣府 PFI法改正法に関する説明会資料より)